

参 考 資 料

令 和 7 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
報告第 1 号関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
議案第 35 号関係	有功者の選定	8

(報告第 1 号関係)

寝屋川市税条例の一部改正

(令和 7 年 3 月 31 日専決)

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、軽自動車税について「種別割の税率の区分の見直し」を行う等のため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 軽自動車税

ア 種別割の税率(第 95 条関係)

原動機付自転車の区分に「2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの」を加え、その種別割の税率を年額 2,000 円とする。

(2) その他、『地方税法』の改正等に伴う固定資産税及び都市計画税に関する規定の整備等を行う。

(3) 附則

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に関する経過措置を定める。

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(専決処分の報告 地方自治法第 179 条第 3 項)

寝屋川市税条例

No.1

改正案	現行
(市民税の申告) 第29条 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第72条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	(市民税の申告) 第29条 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2か月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第72条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

改 正 案	現 行
法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円	法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ)に掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円(新設) ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

改正案	現行
<u>オ</u> 3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)・(3) (略) (特別土地保有税の減免) 第123条の2 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	<u>エ</u> 3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)・(3) (略) (特別土地保有税の減免) 第123条の2 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

改 正 案	現 行
(2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第131条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者においては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～22 (略) 23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	(2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第131条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者においては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～22 (略) 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

改 正 案	現 行
25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
27・28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	27・28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第15条 (略) 2～13 (略)	第15条 (略) 2～13 (略)
14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。	(新設)
15 (略) 16 (略) (読替規定)	14 (略) 15 (略) (読替規定)
第32条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第	第32条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第

改 正 案	現 行
19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置) 第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和6年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第3条 新条例第95条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(議案第 35 号関係)

有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 9 ページ

〔根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第 2 条



寝有選第 1 号

令和7年4月14日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会

委員長 板坂 千鶴子

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

令和7年4月14日付け、経市第58号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認めましたので、ここに答申いたします。

記

	(氏 名)	(該当基準)
1	たかす 高須 いくお 郁夫	規則第2条第1項第7号該当

